

奨学のための給付金 (通常給付)



申請のしおり

令和6年度の「奨学のための給付金」を希望する場合は、学校が指定する日までに申請書類を学校へ提出してください。

1 奨学のための給付金とは

- 授業料以外の教育費を支援する制度です。【返還不要】
- 給付を希望する場合は、申請書類の提出が必要です。
(希望しない方は、提出する必要はありません。)



埼玉県のマスコット
「コバトン」「さいたまっち」

2 給付額

- 給付額は世帯状況により変わります。
- 「早期給付(新入生対象)の認定を受けた方」及び、「家計急変世帯」については、下表の金額とは異なります。(詳細は9ページ参照)

課程	世帯状況	給付額(年額)	
全日制 定時制	生活保護(生業扶助)受給世帯	32,300円	
	市町村民税道府県民税所得割額非課税世帯・家計急変世帯	第1子	122,100円
		第2子以降	143,700円
通信制	生活保護(生業扶助)受給世帯	32,300円	
	市町村民税道府県民税所得割額非課税世帯・家計急変世帯	50,500円	

お問い合わせ

- ① 生徒が在学している学校
または
- ② 埼玉県教育局教育総務部 財務課 授業料・奨学金担当
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1
TEL 048-822-5670



埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金

検索



3 対象となる方

次の（１）～（３）の要件を基準日（令和６年７月１日）現在ですべて満たしている必要があります。

- （１）「高等学校等就学支援金（又は学び直しへの支援）」の支給を受ける資格を有している生徒（以下「生徒」という。）がいる世帯
- （２）生活保護を受給している世帯、又は市町村民税・道府県民税所得割額の合算が０円（非課税）の世帯
 （基準日にかかわらず、家計急変による経済的理由から、市町村民税・道府県民税所得割額の合算が０円（非課税）に相当する世帯*を含む。）
- （３）保護者等（親権者）が埼玉県内に住所を有している世帯

<留意点>

- 生徒が児童養護施設等に入所又は里親に委託されており、措置費（見学旅行費又は特別育成費）が支給されている場合は、この制度の対象となりません。
- 保護者（親権者）が令和６年１月１日時点で海外にあり、住民税が課税されていない場合は、この制度の対象となりません（家計急変世帯を除く。）
- 保護者（親権者）が埼玉県外に居住の場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

* 「家計急変による経済的理由から、市町村民税・道府県民税所得割額の合算が０円（非課税）に相当する世帯」とは、保護者それぞれの年収見込額が下表の基準額を下回る世帯をいいます。

世帯構成*	年収基準額	所得基準額
1人世帯（本人のみ）	1,000,000 円未満	450,000 円
2人世帯	2,044,000 円未満	1,350,000 円
3人世帯	2,216,000 円未満	1,470,000 円
4人世帯	2,716,000 円未満	1,820,000 円
5人世帯	3,216,000 円未満	2,170,000 円
6人世帯	3,704,000 円未満	2,520,000 円

←左表の基準額の年収とは、会社員の場合は給与収入を指します。自営業者の場合は、収入から必要経費を差し引いた所得金額を指します。

* **世帯構成 = 本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族**

例) 父親が母親と子2人を扶養している世帯の場合

父親：4人世帯（本人+母親+子2人）の欄に当てはめる

母親：1人世帯（誰も扶養していないので本人のみ）の欄に当てはめる

4 必要な手続き

(1) 申請方法

「(2) 申請書類」にある必要な書類を期日までに、学校へ提出してください。
 ※ 提出期限については、お通りの学校にお問い合わせ・ご相談ください。

～埼玉県在住で県外の学校へお通りの方の提出先～

- ◇ 千葉、群馬、栃木、茨城県内の公立高校に在学されている方は、お通りの学校からの案内に従ってご提出ください。
- ◇ 上記以外の公立高校に在学している場合、埼玉県教育局へご提出ください。

(2) 申請書類 (○：必ず必要、△：必要な世帯もある、－：不要)

世帯の状況に該当する申請書類をご確認ください。

生徒が通う学校	世帯の状況*	参照ページ	申請書	振込口座届	扶養誓約書	在学証明書	所得等確認書類	生業扶助受給証明	家計状況確認書類
埼玉県内の ・ 県立高校 ・ 市立高校	A.生活保護受給世帯	P4	○	○	－	－	△	△	－
	B.非課税世帯	P5	○	○	△	－	△	－	－
	C.家計急変世帯	P7	○	○	△	－	○	－	○
・ 国立高校 ・ 埼玉県外の公立高校	A.生活保護受給世帯	P4	○	○	－	○	△	△	－
	B.非課税世帯	P5	○	○	△	○	○	－	－
	C.家計急変世帯	P7	○	○	△	○	○	－	○

* 世帯の状況は、以下の日付時点、又は期間で該当するか判断します。

- 生活保護受給世帯 R6.7.1 時点
- 非課税世帯 R5.1.1～R5.12.31 の収入状況
- 家計急変世帯 家計急変した時点（詳細は、7・8ページ参照）

【R6.7.1 現在】

A. 生活保護（生業扶助）世帯の方が提出するもの

全員必要

- ① **「申請書」**（埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請書）
➤ 記入方法は、世帯別の「記入例」（12 ページ）を参照してください。

全員必要

- ② **「振込口座届」**（様式第5号「埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金振込口座届」）
➤ 通帳の写し等、口座名義のわかる書類を必ず添付してください。
※ 生徒本人、又は、保護者の口座を指定してください。
（生徒又は保護者以外の場合、別途「委任状」提出が必要です。学校へご連絡ください。）

③又は④のどちらかを提出してください。

③ 所得等確認書類

- 「個人番号貼付台紙（17 ページ参照）」に生徒本人の個人番号カード（写）の裏面を貼り付けてください。
※ 個人番号カード（写）等を提出した場合でも、生業扶助の受給状況が確認できなかった場合は、後日、生業扶助受給証明書等の提出をお願いすることがあります。
※ 提出する際、保護者等が持参又は郵送する場合及びマイナンバーの利用目的については6 ページを参照してください。

④ 福祉事務所で証明された「生活保護受給証明書」

または「生業扶助受給証明書」（様式第6号）

- 令和6年7月1日以降に福祉事務所で証明を受けたものをご提出ください。
➤ 様式第6号については、在学する学校へご連絡ください。

埼玉県外に通学する方のみ 要提出

⑤ 生徒本人の在学証明書

- 埼玉県外の学校に在学している場合のみ提出してください。
※ 千葉・茨城・栃木・群馬県の教育委員会を経由して提出する場合は省略できます。

【R5.1.1～R5.12.31 の収入】

B.非課税世帯の方が提出するもの

全員必要

- ① **「申請書」**（埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請書）
➤ 記入方法は、世帯別の「記入例」（12 ページ）を参照してください。

全員必要

- ② **「振込口座届」**（様式第5号「埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金振込口座届」）
➤ 通帳の写し等、口座名義のわかる書類を必ず添付してください。
※ 生徒本人、又は、保護者の口座を指定してください。
（生徒又は保護者以外の場合、別途「委任状」提出が必要です。学校へご連絡ください。）

扶養している兄弟姉妹がいる方のみ 要提出

- ③ **扶養誓約書**（23ページ）
➤ 生徒本人に兄弟姉妹（中学生を除く15歳以上23歳未満の扶養親族）がいる世帯のみ提出してください。記入例は18ページを参照してください。

就学支援金申請で提出していない方のみ 要提出

- ④ **所得等確認書類**
➤ 「個人番号貼付台紙（17 ページ参照）」に保護者の個人番号カード（写）の裏面を貼り付けてください。
※ 個人番号カード（写）等を提出した場合でも、税額を確認できなかった場合は、後日、課税証明書等の提出をお願いすることがあります。
※ 確定申告等の税の申告を行っていない場合、所得確認ができず、申請を受け付けることができませんのでご注意ください。
※ 提出する際、保護者等が持参又は郵送する場合及びマイナンバーの利用目的については6ページを参照してください。

埼玉県外に通学する方のみ 要提出

- ⑤ **生徒本人の在学証明書**
➤ 埼玉県外の学校に在学している場合のみ提出してください。
※ 千葉・茨城・栃木・群馬県の教育委員会を経由して提出する場合は省略できます。

<保護者等が個人番号カード（写）等を直接、持参又は郵送する場合>

保護者等の身元確認ができる書類を提示又は提出する必要があります。（生徒が学校へ持参する場合は不要です。）

- ・ 持参する場合 → 書類を提出する際に、身元確認ができる書類を提示してください。
- ・ 郵送する場合 → 身元確認ができる書類の写しを申請書類と併せて提出してください。

	保護者等の身元確認ができる書類 ※ 生徒の確認書類は不要です。
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード（個人番号カード）の表面
マイナンバーカードをお持ちでない方	<p>顔写真付の身分を証明する書類（次の①～⑤の書類から1点）</p> <p>※有効期限内であるものに限る。</p> <p>① 運転免許証又は運転経歴証明書</p> <p>② 旅券（パスポート）</p> <p>③ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳</p> <p>④ 在留カード、特別永住者証明書</p> <p>⑤ 本人の写真の表示のある身分証明書等で個人識別事項の記載があるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税理士証票、顔写真付き学生証、顔写真付き身分証明書、顔写真付き社員証、戦傷病者手帳 ・ 顔写真付き資格証明書 <p>例：船員手帳／海技免状／狩猟・空気銃所持許可証／宅地建物取引士証（宅地建物取引主任者証）／電気工事士免状／無線従事者免許証／認定電気工事従事者認定証／特種電気工事資格者認定証／耐空検査員の証／航空従事者技能証明書／運航管理者技能検定合格証明書／動力車操縦者運転免許証／教習資格認定証／検定合格証（警備員に関する検定の合格証）等</p> <p>※ ①～⑤の書類をお持ちでない場合は以下の書類から2点 健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書</p>

<マイナンバーの利用目的>

マイナンバー（個人番号）は、国公立高等学校等奨学のための給付金の審査（市町村民税所得割額、道府県民税所得割額及び生業扶助受給の有無の確認）に使用します。

また、埼玉県内の県立高校及び市立高校に在学している場合は、次の申請をする際にも、その審査にマイナンバーを使用します。

- ・ 高等学校等就学支援金の支給申請
- ・ 高等学校の授業料及び入学料の減免申請
- ・ 高等学校等学び直し支援金の支給申請
- ・ 高等学校専攻科修学支援金の支給申請
- ・ 専攻科の生徒への奨学のための給付金の支給申請

※家庭状況等の都合により、マイナンバーによる税額照会に不利益が生じる方はご相談ください。

C.家計急変世帯の方が提出するもの

(令和6年度住民税所得割の合算が0円(非課税)ではない世帯が対象)

全員必要

- ① **「申請書」**(埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請書)
➤ 記入方法は、世帯別の「記入例」(15・16ページ)を参照してください。

全員必要

- ② **「振込口座届」**(様式第5号「埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金振込口座届」)
➤ 通帳の写し等、口座名義のわかる書類を必ず添付してください。
※ 生徒本人、又は、保護者の口座を指定してください。
(生徒又は保護者以外の場合、別途「委任状」提出が必要です。学校へご連絡ください。)

該当する場合のみ 要提出

- ③ **扶養誓約書**(23ページ)
(1) 扶養親族全員分を記載したもの
➤ 課税証明書で現在の扶養親族の人数を証明できない場合のみ、提出してください。
(2) 兄弟姉妹を記載したもの
➤ 生徒本人に兄弟姉妹(中学生を除く15歳以上23歳未満の扶養親族)がいる世帯のみ、提出してください。

全員必要

- ④ **所得等確認書類**
➤ **令和6年度(5年分)課税証明書等**
保護者全員分の令和6年度の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額が記載されている書類(以下a~cのいずれか)を提出してください。

提出書類(いずれか1つ)	取得方法
a 令和6年度(5年分)課税証明書	市町村役場の窓口で取得できます。
b 令和6年度特別徴収税額決定(変更)通知書	主に会社員の方へ毎年6月頃勤務先を通じて配布されます。
c 令和6年度納税通知書	自営業者や住民税を直接納付している方へ市町村から送付されます。

【提出する上での留意点】

- 証明書類等は、原則保護者(親権者)全員分が必要です。
⇒ 控除対象配偶者分の省略はできません。(例:父母がいる場合は父と母の両方分)
- やむを得ず、書類の提出が困難な場合は、学校へご相談ください。
- 「a 課税証明書」について
⇒ 写しを提出する場合は、記載された部分が切れないように写しを取ってください。
(確認箇所:氏名・年度・市町村民税所得割・道府県民税所得割)
⇒ 確定申告等の税の申告を行っていない場合、課税証明書が発行されない場合があります。必ず申告を済ませ、証明書の発行を受けた上で、ご提出ください。

全員必要

⑤ **家計状況確認書類**

➤ **保護者等の家計急変の発生事由や収入状況を証明する書類**

保護者**全員**について、以下の書類（a～cのいずれか）をご提出ください。

家計急変の事由		必要書類	具体例
a	給与・所得の減少	家計急変後の収入を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 直近3か月分の給与明細書の写し ➤ 給与支払者による給与支払（見込）証明書（19ページ参照） ➤ 事業所得証明書（20ページ参照） ➤ 税理士又は公認会計士作成の年収見込を証明する書類 等
b	離職・破産	無職・無収入を証明する書類 ※ 定年退職等は家計急変事由の対象外	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 離職票 ➤ 廃業等届出 ➤ 罹災証明書 ➤ 診断書 ➤ 雇用保険受給資格者証 等 ➤ 退職証明書 ➤ 解雇通告書 ➤ 破産宣告通知書 ➤ 非課税証明書
c	世帯状況の変化 離別・死別 R6.1.1以降に発生したものに限り	①離別・死別を証明する書類 及び ②家計急変後の収入を証明する書類	①離別・死別を証明する書類 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 離婚届受理証明書 ➤ 死亡診断書 等 ➤ 書類の提出が困難な場合 ⇒ 離別死別した時期を学校担当者にお知らせください。（様式任意） 及び ②家計急変後の収入を証明する書類 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 収入がある場合は、それを証明する書類を提出してください。（上記 a 参照）

埼玉県外に通学する方のみ 要提出

⑥ **生徒本人の在学証明書**

➤ 埼玉県外の学校に在学している場合のみ提出してください。

※ 千葉・茨城・栃木・群馬県の教育委員会を経由して提出する場合は省略できます。

5 給付（振込）先

振込口座届（様式第5号）で指定した口座に振り込みます。

※ 振込口座名義が保護者又は生徒以外の場合、別途「委任状」の提出が必要です。

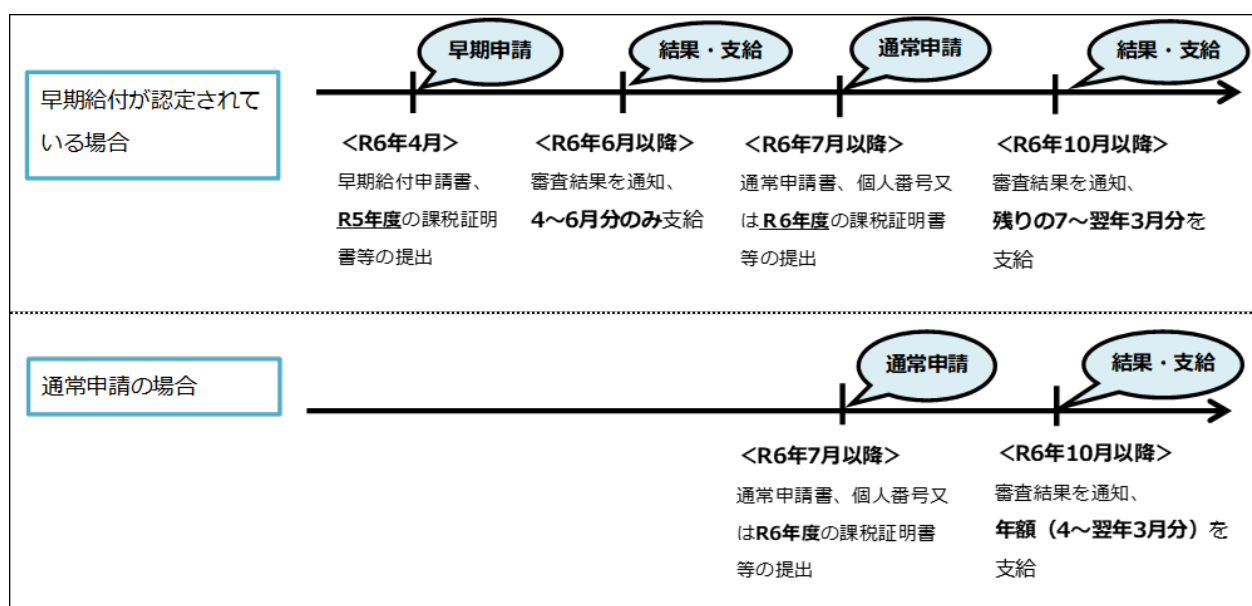
「委任状」が必要な場合は、在学する学校へご連絡ください。

6 給付時期

➤ 令和6年10月末以降に、指定した口座に振り込みます。

※ 申請書の提出が遅れた場合や、提出書類に不備がある場合など、審査状況によって給付時期が遅れる可能性があります。

➤ 申請と給付の時期については、下部の図を参考にしてください。



7 給付額の違い

(1) 家計急変世帯の給付額について

家計急変の発生時期及び申請の時期によって、給付金額が異なります。

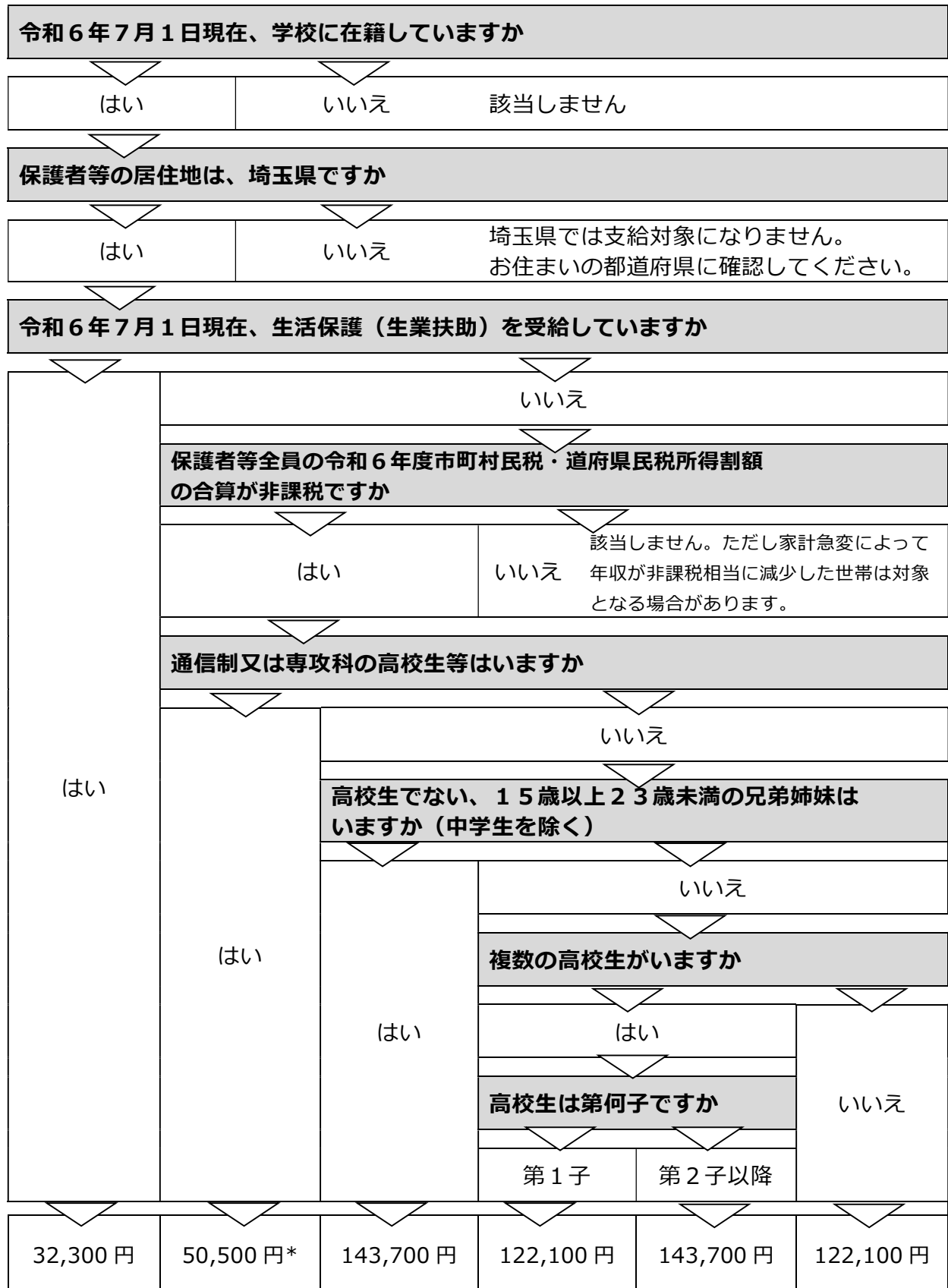
- 6月までに家計急変が発生し、期限までに申請した場合……年額を給付
- 7月以降に家計急変の場合……申請翌月以降の月数に応じて算定した額を給付

(2) 早期給付（令和6年度新入生のみ）認定者の給付額について

- 早期給付が認定となった方は、給付年額の1/4の額が早期給付分として給付されます。
- このため、通常給付が認定された際には、既に給付されている1/4の額を差し引いた年額の3/4の額が通常給付分として給付されます。

※ 早期給付が不認定となった方も、通常給付を申請できます。通常給付が認定となった場合、年額が給付されます。

8 奨学のための給付金の給付額チェックフロー



* 通信制・専攻科の高校生に対する給付額。兄弟に全日制・定時制に通う高校生がいる場合は、その兄弟に対する給付額は第2子以降の単価と同額。

質問1 マイナンバーカードを持っていません。

- 通知カードの写しを「貼付台紙」に貼り付けて提出してください。
- 通知カードをお持ちでない場合は、マイナンバー（個人番号）が記載された住民票の写しを提出してください。住民票は、保護者の住民票のみ提出してください。
住民票の写しを提出する場合でも、「貼付台紙」に必要事項を記入して提出してください。
 - ※ 氏名、住所等が現在と異なる通知カードは提出いただけません。
 - ※ 生徒本人等、保護者以外のマイナンバーが住民票に記載された場合は、保護者以外のマイナンバーを判別できないように黒塗りした上で提出してください。

質問2 マイナンバーカード（写）の代わりに課税証明書の提出でもいいですか。

- マイナンバーカード（写）の代わりに市町村役場発行の令和6年度課税証明書や特別徴収税額決定通知書、納税通知書（写）を提出することも可能です。
- 課税証明書等を提出する場合でも、「貼付台紙」に必要事項を記入して提出してください。

質問3 市町村民税所得割額と道府県民税所得割額とは何ですか。

- 個人住民税の一部です。税額を確認したい場合は、特別徴収税額決定通知書や納税通知書をご確認ください。税額がご不明な場合は、お住まいの市町村役場までご相談ください。

質問4 家計急変世帯として「給与・所得の減少」による申請を考えています。

自営業のため給与明細がありません、どうしたら良いですか。

- 給与明細等の収入を証明する書類がない場合は、毎月の収入と支出の状況を証明する「事業所得証明書」（20ページ参照）の提出をお願いします。
- 学校に様式がありますので、取り寄せた上で必要事項を記入し、ご提出ください。

質問5 家計急変世帯として「給与・所得の減少」による申請を考えています。

給与明細がもらえない月がありました。何を提出したら良いですか。

- 給与等の支払いがない旨の証明として「給与支払証明書」（19ページ参照）の提出をお願いします。
- 学校に様式がありますので、取り寄せた上で必要事項を記入し、ご提出ください。
原則、3か月分の給与支払額の証明を受けるようお願いします。

質問6 申請日時点で生徒が満18歳以上となり成人である場合の所得確認対象者は誰になりますか。

- 在学中に生徒が成人になった場合であっても入学時に未成年であれば、在学中の所得確認対象者は入学時の保護者のままです。

【記入例①】

生活保護（生業扶助）を受けている世帯の方

基準日

様式第1号（第6条）
（宛先） 埼玉県立高等学校等奨学のための給付金受給者
埼玉県教育委員会

①「令和6年7月1日」以降の日付も記入。 → 令和6年7月1日

① 該当する 生活保護（生業扶助）受給世帯 **全員記入**

② 申請区分にチェックも必ず入れる。

③ 保護者等の住所・連絡先・氏名・生徒との関係も記入。保護者が2人いる場合は、2人分の氏名等も記入。 **全員記入**

④ 生徒の氏名・生年月日・在学している学校等も記入。 **全員記入**

⑤ 生徒が現在、在学している高校以外に...
○高校に通っていたことがある場合 → 「ある」を選択し、必要事項を記入。
○高校に通っていたことがない場合 → 「ない」を選択。

⑥ 内容も確認してチェックも必ず入れる。 **生活保護（生業扶助）受給世帯**

⑦ 内容も確認してチェックも必ず入れる。 **生活保護（生業扶助）受給世帯**

生活保護（生業扶助）受給世帯の方は表面のみで記入完了です。裏面は記入不要です。

生活保護（生業扶助）受給世帯の方は記入完了（裏面 記入不要）

非課税世帯の方は裏面 ⑥ へ、家計急変世帯の方は裏面 ⑦ へ

基準日現在 申請者住所		〒330 - 9301 埼玉県 さいたま市浦和区高砂3-16-1	
保護者等①	フリガナ	ラゾフ タコウ	高校生等との関係
	氏名	浦和 太郎	親権者（父・母）、未成年後見人 未成年後見人である親権、主たる生計維持者 (必ず記入してください)
保護者等②	フリガナ	ラゾフ ハナコ	高校生等との関係
	氏名	浦和 花子	親権者（父・母）、未成年後見人 その他 ()
対象となる高校生等について記入してください	フリガナ	ラゾフ イチロウ	生業生年月日
	生業氏名	浦和 一郎	昭和 19年 4月 2日 平成
在学する学校	名称	埼玉県立〇〇高等学校	学校の種類 学年・制・科 卒業年次
	所在地	埼玉 浦和 さいたま市浦和区高砂3-14-2	全日制 定時制 通信制 専攻科 2年 1組 1番
適当な欄状況	適当な欄高等学校名	適当な欄学期間	適当な欄履修年次等
適当に高等学校等を卒業・退学・転学等したことがある	適当に高等学校名	適当に学期間	適当に履修年次等
適当に「ある」	適当に高等学校名	適当に学期間	適当に履修年次等
適当に「ない」	適当に高等学校名	適当に学期間	適当に履修年次等
※「ある」場合は適当に 在学期間について、右欄に 記入してください。	適当に高等学校名	適当に学期間	適当に履修年次等
④ 次の4点を確認の上、☑を付けてください。 全員記入	この欄に記入する内容は、 埼玉県教育委員会の求めに従って記入してください。 私は埼玉県教育委員会以外の都道府県に奨学のための給付金の申請を行っていません。 この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置受（見学旅行受又は特別育成受（母子生活支援施設の高中生等を除く））の支給対象ではありません。	⑥ 内容も確認してチェックも必ず入れる。	⑦ 内容も確認してチェックも必ず入れる。
⑤ 生活保護（生業扶助）受給世帯として申請する場合、☑をつけてください。 生活保護（生業扶助）受給世帯	生活保護（生業扶助）受給世帯として申請する場合、第6条の規定による生業扶助（高等学校等奨学費）を受給していることがわかる書類を提出します。	⑦ 内容も確認してチェックも必ず入れる。	生活保護（生業扶助）受給世帯の方は表面のみで記入完了です。裏面は記入不要です。

【記入例②表面】
非課税世帯の方

様式第1号(第5条)
(宛先) 埼玉県公立高等学校等奨学のための給付金受給者
埼玉県教育委員会

①「令和6年7月1日」以降の日付も記入。
令和6年7月1日

②申請区分にチェックも必ず入れる。

③保証者等の住所・連絡先・氏名・生徒との関係も記入。保証者が2人いる場合は、2人分の氏名等も記入。

④生徒の氏名・生年月日・在学している学校等も記入。

⑤生活保護(生業扶助)受給世帯の方は記入完了(裏面 記入不要)

⑥非課税世帯の方は裏面⑥へ、家計急変世帯の方は裏面⑦へ

② 埼玉県公立高等学校等奨学のための給付金の支給について

基準日現在申請者住所	〒330-9301 埼玉県 さいたま市浦和区高砂3-16-1	
連絡先	自宅 048-930-6662	携帯 090-000-0000
フリガナ	ウツワ タロウ	高校生等との関係 親権者(父・母)・未成年後見人 未成年後見人である里親・主たる生計維持者 生徒本人・その他()
氏名	浦和 太郎	
フリガナ	ウツワ ヘナコ	高校生等との関係 親権者(父・母)・未成年後見人 その他()
氏名	浦和 花子	

③ 対象となる高校生等について記入してください

フリガナ	ウツワ イチロウ	生業生年月日	昭和 19年 4月 2日 平成
生業氏名	浦和 一郎	学校の種別	全日制 定時制 通信制 専攻科
在学する学校	名称 埼玉県立〇〇高等学校	学年・期・商業番号	2年 1組 1番
	所在地 埼玉県 さいたま市 浦和区高砂3-14-2	在学期間	令和5年 4月 日 ~ 年 月 日
通学在籍状況	通学在籍高等学校名	通学在籍期間	通学在籍種別等
過去に高等学校等を卒業・退学・転学等したことがある(ある)	⑤生徒が現在、在学している高校以外に、 ○高校に通っていたことがある場合 →「ある」を選択し、必要事項を記入。 ○高校に通っていない場合 →「ない」を選択。		全日・定時・通信・その他()
過去に「ある」場合は過去在籍校について、右欄に記入してください。	立	年 月 日	全日・定時・通信・その他()

④ 次の4点を確認の上、☑を付けてください

⑥内容も確認してチェックも必ず入れる。

⑦非課税世帯はこの欄の記入は不要。

生活保護(生業扶助)受給世帯

提出書類 様式第6号 生活保護給付申請書(令和5年度法律第144号)第36条の規定による生活保護(高等学校等奨学費)支給証明書

生活保護(生業扶助)受給世帯の方は記入完了(裏面 記入不要)

非課税世帯の方は裏面⑥へ、家計急変世帯の方は裏面⑦へ

【記入例②裏面】
非課税世帯の方

⑥ 非課税世帯として申請する場合、該当するものに印をつけてください。 非課税世帯

ア 次の者の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出します。

①	<input checked="" type="checkbox"/>	(対象高校生が埼玉県内にある県立高校又は市立高校に在学している場合のみ選択可) 保護者等全員分の課税証明書等を高等学校等就学支援金の手続きで提出しているため省略する。 ※扶養のための給付金受給認定のために利用することに同意する。
②	<input type="checkbox"/>	親権者(阿理) 2人
③	<input type="checkbox"/>	親権者1名分(阿理) 離婚、死別、未婚、親権者が存在するDV、虐待被害
④	<input type="checkbox"/>	未成年後見人(親権者が存在せず) ※未成年後見人がその者を除く。
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその親権者又は未成年後見人が存在しない場合 成人に遺しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に遺している場合 等

イ 次の理由により、個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出しません。

⑦ 所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者がいない場合)であるが、未成年の所得課税及び市町村民税所得割を課せられる対象と見做される場合

⑦ 15歳(中学生を除く)も 非課税世帯 家計急変世帯

⑧ ①～⑦のうち、該当するもの1つにチェックも入れる。
※原則、親権者2名分の書類が必要。
※①は、生徒が埼玉県内にある県立・市立高校に在学しており、就学支援金の申請において、保護者等全員分の個人番号カード(写)等も提出している場合のみ選択可
※ただし、就学支援金の申請時に、親権者の1名が控除対象配偶者であることも理由に1名分の提出も省略した場合、その省略した1名分の課税証明書等を貼付台紙に添付して提出する必要があります。

⑨ 内容も確認してチェックも必ず入れる。
⑩ 兄弟姉妹(15歳(中学生除く)以上23歳未満)がいる場合は、当該兄弟についても記入し、該当する項目も選択。

状況に

① 基準日現在、私が下記親族を扶養していることを誓約します。

続柄	氏名	生年月日	職業、学校名・学年・課税
兄(弟・妹)	浦和 科子	平成18年5月6日	高校生(通学・専攻) アルバイト 特別支援学校 大学生・専門学校生・その他 〇〇高校3年
兄(弟・妹)	浦和 奨	平成20年9月2日	高校生(通学・専攻) アルバイト 特別支援学校 大学生・専門学校生・その他 △特別支援学校(高等部)

※基準日現在における15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹について記入してください。
「続柄」欄は、対象となる高校生等を基準としてください。

健康保険 家族(被扶養者) 被保険者証

記号 〇〇 番号 〇〇〇〇〇

氏名 浦和 科子

生年月日 平成18年5月5日

被保険者 浦和 太郎

健康保険 家族(被扶養者) 被保険者証

記号 〇〇 番号 〇〇〇〇〇

氏名 浦和 奨

生年月日 平成20年9月2日

被保険者 浦和 太郎

⑪ 対象となる高校生の他に表面⑩の被保険者に扶養されている15歳(中学生除く)以上23歳未満の被保険者に扶養されている子について記入した全員分の健康保険証の写しを添付。
被保険者等記号・番号も黒塗りしてください。

⑧ 家計急変世帯として申請する場合、保護者それぞれの家計急変の理由に印をつけて、提出する書類に印をつけてください。 家計急変世帯

(保護者全員分必要です。)

非課税世帯はこの欄の記入は不要。		扶養親族の人数を証明する書類(必須)	最近の収入を証明する書類
保護者等①	離婚・破産のため	課税証明書等・健康保険証	給与明細等・事業所得証明書
	死別・離別のため	課税証明書等・健康保険証	無職となったことを証明する書類
	給与・所得の減少のため	課税証明書等・健康保険証	離婚票・雇用保険受給資格者証・その他
保護者等②	離婚・破産のため	課税証明書等・健康保険証	その他(保護者等の死亡や離別等を証明する書類等)
	死別・離別のため	課税証明書等・健康保険証	※ 書類の名称を記入してください。
			最近の収入を証明する書類

【記入例③表面】
家計急変世帯の方

基準日

様式第1号(第6条)
(宛先) 埼玉県公立高等学校等奨学のための給付金受給者
埼玉県教育委員会

①「令和6年7月1日」以降の日付を記入。 令和6年7月1日

① 該当する申請区分に☑を付けてください。 **全員記入**

<input type="checkbox"/> 生活保護(生業扶助)受給世帯	
<input type="checkbox"/> 非課税世帯	②申請区分にチェックを必ず入れる。
<input checked="" type="checkbox"/> 家計急変世帯	③保護者等の住所・連絡先・氏名・生徒との関係を記入。保護者が2人いる場合は、2人分の氏名等を記入。

② 埼玉県公立高等学校等奨学のための給付金の受給について **全員記入**

基準日現在 申請者住所	〒330-9301 埼玉県 さいたま市浦和区高砂3-16-1		
保護者等①	連絡先	自宅 048-830-6662	携帯 090-000-0000
フリガナ	ウツワ タロウ		
氏名	浦和 太郎		
保護者等②	フリガナ	ウツワ ハナコ	
氏名	浦和 花子		

③ 対象となる高校生等について記入してください。 **全員記入**

④ 生徒の氏名・生年月日・在学している学校等を記入。

フリガナ	ウツワ イチロウ		
生業氏名	浦和 一郎		
生業生年月日	昭和	19年	4月2日
学校の種類	全日制 定時制 通信制 専攻科		
在学する学校	名称	埼玉県立〇〇高等学校	学年・組・四角番号
所在地	埼玉県 さいたま市 浦和区高砂3-14-2	在学期間	令和5年4月8日～ 年月日

⑤ 生徒が現在、在学している高校以外に...
○高校に通っていたことがある場合 →「ある」を選択し、必要事項を記入。
○高校に通っていたことがない場合 →「ない」を選択。

過去に高等学校等を卒業・退学したことがある	なし	1回	2回	3回	4回	不明
過去に高等学校等に在籍していたことがある	なし	1回	2回	3回	4回	不明

④ 次の4点を確認の上、☑を付けてください。 **全員記入**

⑥ ⑥内容を確認してチェックを必ず入れる。

⑦ 家計急変世帯はこの欄の記入は不要。 **生活保護(生業扶助)受給世帯**

生活保護(生業扶助)受給世帯の方は記入完了(裏面 記入不要)

非課税世帯の方は裏面⑥へ、家計急変世帯の方は裏面⑦へ

【記入例③裏面】
家計急変世帯の方

⑥ 非課税世帯として申請する場合、該当するものに☑をつけてください。非課税世帯

ア 次の者の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出します。

①	<input type="checkbox"/>	⑧ 家計急変世帯はこの欄の記入は不要。 <small>国立高校又は市立高校に在学している場合のみ選択可）等を高等学校等就学支援金の手続きで提出しているため省略する。のために利用することに同意する。</small>
②	<input type="checkbox"/>	親権者（両親）の各1名
③	<input type="checkbox"/>	親権者1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その数を除く。） <small>・離婚、死別、未婚等により親権者が1人の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりおむを得ず、親権者の1人の課税証明書を提出できない場合（DV、養育放棄、児童虐待）等</small>
④	<input type="checkbox"/>	未成年後見人（ ）名分 <small>親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が選任されていない場合は、全員分） ※ 未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限の一部を行使し、することをされている者である場合は、その数を除く。</small>
⑤	<input type="checkbox"/>	生計の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 <small>・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に準じているが主たる生計維持者が存在する場合 等</small>
⑥	<input type="checkbox"/>	生計本人 <small>親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に準じている場合 等</small>

イ 次の理由により、個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出しません。

所得確認の対象が生計本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民所得割及び市町村民所得割を課せられるが、その収入も所得していない場合

⑦ 15歳（中学生を除く）以上の兄弟姉妹の状況に

⑨ 内容も確認してチェックも必ず入れる。

⑩ 兄弟姉妹（15歳（中学生除く）以上23歳未満）がいる場合は、当該兄弟についても記入し、該当する項目も選択。

基準日現在、私が下記親権を扶養していることを誓約します。

続柄	氏名	生年月日	職業、学校名・学年・課程
兄・弟・妹	浦和 料子	平成17年 5月 5日	高校生（全日制） 特別支援学校 00高校2年
兄・弟・妹	浦和 奨	平成19年 9月 2日	高校生（全日制） 特別支援学校 △特別支援学校（高等部）

※基準日現在における15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹について記入してください。「続柄」欄は、対象となる高校生等を基準としてください。

健康保険 家族（被扶養者）
被保険者証

記号 〇〇 番号 〇〇〇〇〇

氏名 浦和 料子

生年月日 平成18年5月5日

被保険者 浦和 太郎

健康保険 家族（被扶養者）
被保険者証

記号 〇〇 番号 〇〇〇〇〇

氏名 浦和 奨

生年月日 平成20年9月2日

被保険者 浦和 太郎

⑪ 対象となる高校生の他に表面⑨の被扶養者に扶養されている15歳（中学生除く）以上23歳未満の被扶養者に扶養されている子について記入した全員分の健康保険証の写しも添付。被保険者等記号・番号も黒塗りしてください。

⑧ 家計急変世帯として申請する場合、保護者全員分必要です。）

理由	扶養親族の人数を証明する書類（必須）	直近の収入を証明する書類
① 給与・所得の減少のため	（課税証明書等）・（健康保険証）	給与明細等・事業所得証明書
② 離婚・破産のため	扶養親族の人数を証明する書類（必須） （課税証明書等）・（健康保険証）	無職となったことを証明する書類 離職票・雇用関係受給資格者証・その他
③ 当該項目にチェックも入れる。	扶養親族の人数を証明する書類（必須） （課税証明書等）・（健康保険証）	その他（保護者等の死亡や離別等を証明する書類等） ※ 書類の名称を記入してください。
④ 給与・所得の減少のため	扶養親族の人数を証明する書類（必須） （課税証明書等）・（健康保険証）	直近の収入を証明する書類 給与明細等・事業所得証明書
⑤ 離婚・破産のため	扶養親族の人数を証明する書類（必須） （課税証明書等）・（健康保険証）	無職となったことを証明する書類 離職票・雇用関係受給資格者証・その他
⑥ 死別・離別のため	扶養親族の人数を証明する書類（必須） （課税証明書等）・（健康保険証）	その他（保護者等の死亡や離別等を証明する書類等） ※ 書類の名称を記入してください。

※ 書類の名称を記入してください。

※ 離別・死別等も理由に申請する方も、収入がある場合は直近の収入も証明する書類も御提出ください。「給与・所得の減少」または「離婚・破産」で一方の保護者が元々非課税の場合は、当保護者のチェックは不要です。

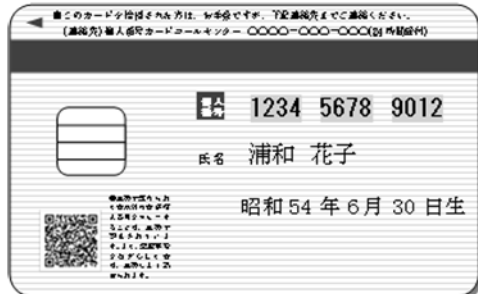
個人番号カード

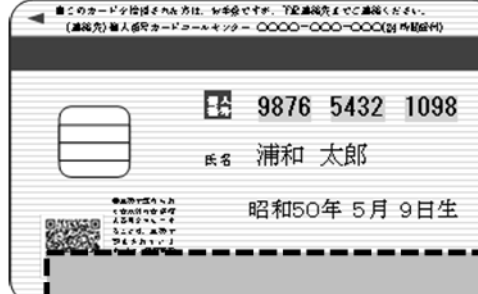
申請日現在の住所を記入してください。

【記入例】
 県立・県内の市立・国立高校用
 個人番号カード（写）等貼付台紙

埼玉県立埼玉高等学校		(全日制) 定時制 通信制 普通	1 1 1
------------	--	------------------	-------

生徒	フリガナ	姓	ウラワ	名	イチロウ	住所
	氏名	浦和	一郎	〒	330-9301	
	生年月日	昭和 平成	19年4月2日	埼玉県	さいたま市	

保護者等①	フリガナ	姓	ウラワ	名	ハナコ		
	氏名 (同意者署名)	浦和	花子	〒			
	生年月日	昭和 平成	54年6月30日				
	生徒との続柄	親権者(父・母) その他()					
	住所	※令和6年1月1日現在、上記生徒住所と異なる場合のみ記入してください					

保護者等②	フリガナ	姓	ウラワ	名	タロウ		
	氏名 (同意者署名)	浦和	太郎	〒			
	生年月日	昭和 平成	50年5月9日				
	生徒との続柄	親権者(父・母) その他()					
	住所	※令和6年1月1日現在、上記生徒住所と異なる場合のみ記入してください					

申請日現在の住所と、令和6年1月1日現在の住所が異なる場合は、こちらに令和6年1月1日現在の住所を記入してください。

以下、学校記入欄

【生活保護（生業扶助）で提出する方】
 「生活保護（生業扶助）」を受けている世帯の方で生徒本人の個人番号カード（写）を提出する場合は、保護者等①の欄に生徒本人の情報を記入し、生徒本人の個人番号カード（写）を貼付してください。

【記入例】

令和 6年 7月 5日

扶養誓約書

私が主として下記の者を扶養していることを誓約します。

扶養者住所	埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1
ふりがな	うらわ たろう
扶養者氏名	浦和 太郎

ふりがな	うらわ りょうこ
被扶養者氏名	浦和 料子
ふりがな	うらわ しょう
被扶養者氏名	浦和 奨
ふりがな	
被扶養者氏名	

【記入例】給与所得の方

奨学のための給付金(家計急変)参考様

①給与支払日以降の日付を記入。

令和6年7月3日

給与支払証明書

②証明される申請者の氏名と住所を記入。

氏名

浦和 太郎

住所
所在地

埼玉県

さいたま市浦和区高砂3-15-1

2 雇用年月日

③会社が雇用を開始した日を記入。

(令和2年 4月 1日)

3 直近3か月の給与支払の実績 (給与等の支払いがない月は0円と記入)

※ 通勤手当等の課税されないものを除いて記入してください

④給与支払の実績を記入。

給与支払日	①給与支払額	②賞与等	総支給額 (①+②)	備考
令和6年4月21日	130,000 円	0 円	130,000 円	
令和6年5月21日	20,000 円	0 円	20,000 円	
令和6年6月21日	30,000 円	50,000 円	80,000 円	

上記のとおり証明します。

※ 虚偽の記載を行い不正に奨学のための給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき刑罰が科されることがあります。

⑤事業主から証明を受けてください。

事業所所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂●-●●-●

電話番号 048 (830) ●●●●

事業所名称 さいたま株式会社

事業主氏名 代表取締役 大宮 花子

【記入例】事業所得の方

①記入日を書く。

(記入日)

令和6年7月10日

事業所得証明書

②証明される申請者の氏名と住所を記入。

氏名	浦和 太郎	住所所在地	埼玉県 さいたま市浦和区高砂3-15-1
----	-------	-------	-------------------------

2 直近1年間における各月の収入及び支出の状況

③直近の収入及び支出の状況を記入。

※ 従業員の給与は、「②仕入・経費」欄に計上すること。(配偶者の専従者給与を含む。)

※ 可能な限り直近1年間の状況を記入すること。(減収後3か月の実績額は必須)

年	月	①収入(売上)	②仕入・経費	所得(①-②)	備	考
令和5年	7月	150,000 円	90,000 円	60,000 円		
	8月	0 円	80,000 円	-80,000 円	入院のため休業	
	9月	0 円	0 円	0 円	入院のため休業	
	10月	280,000 円	100,000 円	180,000 円		
	11月	230,000 円	100,000 円	130,000 円		
	12月	250,000 円	130,000 円	120,000 円		
令和6年	1月	170,000 円	90,000 円	80,000 円		
	2月	130,000 円	80,000 円	50,000 円		
	3月	130,000 円	90,000 円	40,000 円		
	4月	170,000 円	90,000 円	80,000 円		
	5月	160,000 円	70,000 円	90,000 円		
	6月	150,000 円	70,000 円	80,000 円		

上記のとおり証明します。

※ 虚偽の記載を行い不正に奨学のための給付金を受給した場合は、

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき刑罰が科されることがあります。

④事業主による証明を記入してください。

事業所所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話番号 048 (830) ●●●●

事業所名称 株式会社URAWA

事業主氏名 代表取締役 浦和 太郎

申請者全員が必ず提出してください。

- ※ 本様式の提出がない場合は、奨学のための給付金が支給されません。
- ※ 申請後に、口座に変更があった場合は、速やかに学校担当者まで申し出てください。

様式第5号（第5条）

（宛先）

令和 年 月 日

埼玉県教育委員会

埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金振込口座届

申請者（保護者等）氏名 _____

（支給対象高校生等氏名 _____
支給対象高校生等在籍校名 _____）

埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金については、下記の口座に振り込んでください。

記

金融機関名				支店名				
口座番号	普通預金							
口座名義	フリガナ							
	名前							

記入上の注意

- 1 口座名義は、原則申請者（保護者等）本人の名義としてください。
- 2 預金通帳等の写し等、口座番号等の上記内容が確認できるものを下部に添付してください。
- 3 振込口座名義が保護者又は生徒以外の場合、別途「委任状」の提出が必要であるため、在学する学校へ連絡してください。

預金通帳等添付欄

※ 通帳見開き部分（金融機関名・支店名・口座番号・口座名義（カナ）等が書いてあるページ）の写しを添付してください。

令和 年 月 日

扶養誓約書

私が主として下記の者を扶養していることを誓約します。

扶養者住所	
ふりがな	
扶養者氏名	

ふりがな	
被扶養者氏名	
ふりがな	
被扶養者氏名	
ふりがな	
被扶養者氏名	

